

翌日入金サービスにおける債権取扱いに関する特約

住信 SBI ネット銀行株式会社（以下「譲受人」という。）及び譲渡人（第1条第2号で定義する。）は、以下のとおり、翌日入金サービスにおける債権取扱いに関する特約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

本契約において、以下に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

（1）本サービス

「USEN PAY 翌日入金サービス利用規約」に基づき成立する契約（以下「本サービス利用契約」という。）における翌日入金サービスのことをいう。

（2）譲渡人

株式会社ジェーシービー（以下「原債務者」という。）と「JCB 加盟店規約」に基づき成立する契約（以下「原契約」という。）を締結した加盟店のうち、株式会社USEN Fintech（以下「加盟店代理会社」という。）と本サービス利用契約を締結した者をいう。

（3）対象債権

譲渡人が原契約に基づき原債務者に対して取得する立替払金債権のうち、譲渡人が第2条所定の手続を経て譲受人に送信した売上データの記載等により譲渡対象として特定されるものをいう。

（4）個別契約

第2条所定の手続により成立する個別の対象債権にかかる売買契約をいう。

（5）売上データ

譲渡人が原契約に定めるカードを用いて信用販売を行うにあたり、原契約に定める端末機によって作成される売上日付、金額等の対象債権の内容が記録された電磁的データをいう。

（6）振込指定金融機関口座

譲受人に開設された金融機関口座であって、譲受人により対象債権に係る譲渡価額の支払が行われる金融機関口座として指定されたものをいう。

（7）関連契約

譲渡人と原債務者との間の原契約、譲渡人と加盟店代理会社との間の本サービス利用契約、原債務者と加盟店代理会社との間の「スマートフォン包括代理加盟店契約書」に基づく契約、譲渡人と加盟店代理会社との間の「USEN PAY（決済サービス）加盟店規約」に基づく契約並びに譲受人と加盟店代理会社との間の「包括代理加盟店契約」及びその覚書に基づく契約を総称していう。

第2条（対象債権の譲渡）

1. 譲渡人は、原債務者との間で原契約を、加盟店代理会社との間で本サービス利用契約をそれぞれ締結したうえで、本条第2項及び第3項の手続により、本契約及び個別契約に基づき、譲受人に対して対象債権を譲渡する。
2. 譲渡人は、譲受人に対し、対象債権に係る売上データを譲受人所定の方法により送信することをもって、対象債権を第3条1項所定の譲渡価額で譲受人に譲渡する旨の個別契約の申込みを行う。
3. 譲受人は、前項の譲渡人の申込みに対して、当該申込みに係る対象債権の売上データを受領した日の15時までに譲渡人に対して異議を述べなかったことをもって、当該申込みを承諾したものとし、当該承諾時点をもって当該申込みによって特定される対象債権に係る個別契約が成立するものとする。
4. 譲渡人と譲受人は、本契約及び個別契約に基づく譲渡人から譲受人への対象債権の譲渡につき、真正かつ有効な譲渡とする意図をもってなすものであることを確認する。
5. 譲渡人は、譲渡制限特約が付されている対象債権を本契約及び個別契約に基づき譲受人に譲渡したことを理由として、原債務者との間の原契約を解除され又は更新を見送られ若しくは原債務者から損害賠償や違約金を請求される可能性があることを認識した上で、自らの意思に基づき自らの責任で対象債権を譲渡するものであることを確認する。

第3条（譲渡価額及び支払方法）

1. 個別契約に基づく対象債権の譲渡価額は、当該対象債権に係る売上データに記録された金額から、当該対象債権について原契約第15条に基づき譲渡人が原債務者に支払う立替払いに関する手数料に相当する金額を差し引いた金額とする。
2. 譲受人は、前項の譲渡価額を、前項の売上データを受領した日と同日に、振込指定金融機関口座に入金する方法により支払うものとする。

第4条（債権譲渡の対抗要件）

1. 譲渡人は、譲渡人に代わり対象債権の対抗要件を具備する一切の権限を譲受人に付与するものとし、譲受人は、譲受人の必要に応じて個別契約に係る各譲渡債権の債権譲渡について対抗要件を具備できるものとする。なお、譲受人は、本条の定めにかかわらず、対象債権の譲渡に係る対抗要件を具備する義務を負わない。
2. 前項の対抗要件の具備に要する費用は、譲受人が負担する。ただし、譲受人の判断により、当該費用を譲渡人に請求できるものとする。

第5条（譲渡人の表明及び保証）

1. 譲渡人は、譲受人に対し、本契約締結日及び個別契約締結日において、以下の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 謙渡人は、個人、又は日本法に基づき適法に設立され、有効に存続している法人であること、及び自己の財産を保有し、現在従事している事業を行う権限及び権能を有していること。
- (2) 謙渡人による本契約及び個別契約の締結及び履行は、謙渡人が法人である場合にはその法人の目的の範囲内の行為であり、また、謙渡人は、本契約及び個別契約の締結及び履行につき、法令上及び謙渡人が法人である場合その内部規則上必要とされる一切の手続を履践していること。
- (3) 謙渡人は、本契約及び個別契約の締結及び履行につき、行政機関等の許認可、同意、通知、登録その他の行為が要求される場合においては、必要となる行為を完了していること。
- (4) 謙渡人による本契約及び個別契約の締結及び履行は、(a)謙渡人又はその財産を拘束する法令、規則、通達、ガイドライン、判決、決定又は命令等に反するものでなく、(b)法人の場合には謙渡人の定款その他の内部規則に反するものでなく、(c)謙渡人が当事者となっている契約又は謙渡人若しくはその財産が拘束される契約に反するものでなく、かつ、それにより謙渡人の財産、事業若しくは対象債権の上に抵当権、質権、先取特権その他の担保権若しくは負担を成立させ、又は謙渡人にそのような権利を設定する義務を生ぜしめるものでないこと。
- (5) 本契約及び個別契約は、その締結により、適法、有効かつ拘束力を有する謙渡人の義務を構成し、破産法その他債権者の権利に一般に影響を与える適用法令に基づく制限に服するほか、その条項に従い執行可能なものであること。
- (6) 本契約及び個別契約に関連して謙渡人が譲受人に提供した一切の情報は、書面によるものか否かを問わず、重要な点において正確かつ真実であること。
- (7) 謙渡人について、支払の停止又は破産手続開始、会社更生手続開始（謙渡人が株式会社である場合に限る。）、民事再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされていないこと。また、謙渡人の重要な財産に対する仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売等の申立て又は謙渡人の重要な財産に対する滞納処分若しくは保全差押がないこと。
- (8) 謙渡人は、支払不能でないこと。
- (9) 謙渡人の最新の財務諸表の作成日以降、謙渡人の財務状況又は事業実績には、謙渡人による本契約及び個別契約に基づく義務の履行又は本契約及び個別契約に基づき謙渡される対象債権の強制執行可能性若しくは回収可能性に重大な悪影響を及ぼすような変更がないこと。
- (10) 謙渡人による本契約及び個別契約に基づく義務の履行又は本契約及び個別契約に基づき謙渡される対象債権の強制執行可能性若しくは回収可能性に重大な悪影響を及ぼすような、謙渡人又はその財産若しくは事業に対する請求、訴訟、仲裁、調停及び行政上の手続は、いかなる裁判所、仲裁機関、調停機関又は行政機関にも係属しておらず、また、これらの手続が提起、申立て又は開始

されるおそれはないこと。

- (11) 謙渡人は、いかなる裁判所、仲裁機関又は行政機関の判決、決定、命令等に違反していないこと。
- (12) 謙渡人は、以下の①から⑯までのいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員（いずれも暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。その後の改正を含む。）第2条に定める意味による。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）
 - ⑤ 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
 - ⑥ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動又は政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - ⑧ 特殊知能暴力集団等（①から⑦に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - ⑨ その他①から⑧に準ずる者（①から⑨を併せて、以下「暴力団員等」という。）
 - ⑩ 暴力団員等が、直接であると間接であると問わず、経営を支配している又は経営に関与していると認められる関係を有する者
 - ⑪ 暴力団員等が、直接であると間接であると問わず、経営に実質的に協力又は関与していると認められる関係を有する者
 - ⑫ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不當に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - ⑬ 暴力団員等に対して、名目の如何を問わず、資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - ⑭ その役員、主要な株主又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等であ

る者又は暴力団員等と意図的に交流していると認められる関係その他の社会的に非難されるべき関係を有する者

- ⑯ 第三者が暴力団員等であることを知りながら、当該第三者との間で意図的に取引を行っていると認められる関係を有する者、その他の、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（暴力團に資金を提供し、又は暴力團から提供を受けた資金を運用した利益を暴力團に還元するなどして、暴力團の資金獲得活動に協力し、又は関与する個人やグループ（いわゆる共生者）も含む。）

（13）譲渡人は、自ら又は第三者を利用して以下の①ないし⑤に該当する行為をいずれも行っておらず、かつ、以前に行ったことのないこと。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて譲受人の信用を毀損し、又は譲受人の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

（14）本契約及び個別契約に基づく譲渡人から譲受人への対象債権の譲渡は、譲渡人の正常な取引であり、詐害の意図その他不当な意図に基づくものではないこと。

2. 譲渡人は、譲受人に対し、本契約締結日及び個別契約締結日において、対象債権又は原契約に関し、以下の各号の事実を表明し、保証する。

- （1）原契約が、原債務者との間で適法かつ有効に締結されており、対象債権について譲渡人による原契約の違反（民法第466条第2項に定める譲渡制限の意思表示に係る合意の違反を除く。）は存在しないこと。
- （2）対象債権が、適法で、有効かつ拘束力を有し、その条項に従い強制執行可能な原契約に基づき発生した債権であり、現存していること。
- （3）対象債権は、譲渡人のみに帰属し、譲渡人のみが一切の処分権限を有し、他に譲渡されたり、譲渡担保権、質権その他の担保権が設定されたりしていないこと。
- （4）対象債権は、譲渡を妨げる法令、規則が存在しないこと。
- （5）対象債権の成立、存続、帰属又は行使等について、第三者によるいかなる訴訟、仲裁、調停及び行政上の手続も係属しておらず、また、そのおそれも存しないこと。
- （6）対象債権について、第三者による仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立て、滞納処分、保全差押が行われておらず、その他売買契約に基づく譲受人の権利に損害を及ぼす又はそのおそれのある権利又は負担が付着していないこと。
- （7）対象債権は、円建ての金銭債権であること。
- （8）対象債権につき、預り金等の前払金がないこと。

- (9) 対象債権につき、支払のための手形又は電子記録債権が発行されていないこと。
- (10) 謙渡人による原契約の締結及び履行は、謙渡人が法人の場合には謙渡人の目的的範囲内の行為であり、かつ、謙渡人の通常の営業活動に基づくものであり、謙渡人は、原契約の締結及び履行につき、法令上及び謙渡人が法人の場合には謙渡人の内部規則上必要とされる一切の手続を履践していること。また、謙渡人による原契約の締結及び履行につき、行政機関等の許認可、同意、通知、登録その他の行為が要求される場合においては、必要となる行為を完了していること。
- (11) 謙渡人による原契約の締結及び履行につき、(a)謙渡人又はその財産を拘束する法令、規則、通達、ガイドライン、判決、決定又は命令等に反しておらず、
(b) 謙渡人が法人の場合には謙渡人の定款その他の内部規則に反しておらず、
(c)謙渡人が当事者となっている契約又は謙渡人若しくはその財産が拘束される契約に反しておらず、かつ、それにより謙渡人の財産、事業若しくは対象債権の上に抵当権、質権、先取特権その他の担保権若しくは負担を成立させ、又は謙渡人にそのような権利を設定する義務を生ぜしめるものでないこと。
- (12) 原契約の無効、取消、解除若しくは更改、対象債権の弁済、相殺若しくは免除、その他対象債権の全部若しくは一部を消滅せしめ、又は支払期日において原債務者が支払を拒みうる何らの抗弁及びかかる抗弁の原因となる事由（ただし、民法第466条第3項の規定に基づく支払拒絶及び弁済にかかる抗弁を除く。）が存在せず、又はかかる抗弁及び抗弁の原因となる事由が発生するおそれがなく、かつ、原債務者がかかる主張をしていないこと。
- (13) 対象債権及び原契約につき、原契約の条項の変更、免除若しくは放棄、又は、対象債権の第三者に対する譲渡、担保設定、信託若しくは参加利益の設定その他売買契約に基づく譲受人の権利に損害を及ぼす又はそのおそれのある処分が行われておらず、かつ、謙渡人が第三者のために将来そのような処分を行う義務を負っていないこと。
- (14) 謙渡人が知る限り原債務者が次の要件を満たすこと。
- ① 国内居住者たる法人であること。
 - ② 日本法に基づき適法に設立され、有効に存続している法人であり、解散の事由が存せず、かつ、自己の財産を保有し、現在従事している事業を行う権限及び権能を有していること。
 - ③ 対象債権の譲渡又は原債務者による原契約に基づく義務の履行に重大な悪影響を与えるような合併又は事業譲渡若しくは重要な資産の譲渡が行われていないこと。
 - ④ 支払の停止又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされておらず、かつこれらの手続の申立原因が発生していないこと。

- ⑤ 手形及び小切手の不渡りがないこと。電子記録債権の支払停止その他これに準ずる処分がないこと。
- ⑥ その保有する重要な財産に対する仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てが行われていないこと。
- ⑦ 租税公課の滞納による督促、滞納処分又は保全処分を受けていないこと。
- ⑧ 原債務者による原契約に基づく義務の履行に重大な悪影響を及ぼすような、原債務者又はその財産若しくは事業に対する請求、訴訟、仲裁、調停、行政上の手続等の提起、申立て又は開始がなされていないこと。
- ⑨ 前項第12号①から⑯までのいずれにも該当しないこと。
- ⑩ 自ら又は第三者を利用して前項第13号①から⑤までに該当する行為をいずれも行っておらず、かつ、以前に行ったことのないこと。

3. 譲渡人と譲受人は、譲受人が、第1項における譲渡人の表明及び保証に依拠して本契約を、前二項における譲渡人の表明及び保証に依拠して個別契約を締結するものであることを確認する。

第6条（譲渡人の遵守事項）

譲渡人は、譲受人に対し、本契約の有効期間中、以下の各号の事項を遵守することを確約する。

- (1) 原契約に基づき譲渡人が履行すべきとされている義務をすべて履行し、適用ある法令等を遵守すること。
- (2) 原契約の無効、取消、解除若しくは更改、対象債権の弁済、相殺若しくは免除、その他対象債権の全部若しくは一部を消滅せしめ、又は支払期日において原債務者が支払を拒みうる何らの抗弁及びかかる抗弁の原因となる事由（ただし、民法第466条第3項の規定に基づく支払拒絶及び弁済にかかる抗弁を除く。）を発生させないこと。
- (3) 対象債権及び原契約につき、原契約の条項の変更、免除若しくは放棄、又は、譲受人への譲渡の前後を問わず、対象債権の第三者に対する譲渡、担保設定、信託若しくは参加利益の設定その他個別契約に基づく譲受人の権利に損害を及ぼす又はそのおそれのある処分を行はず、かつ、第三者のために将来そのような処分を行う義務を負わないこと。
- (4) 譲渡人の事業方針につき、譲渡人による本契約及び個別契約に基づく義務の履行又は本契約及び個別契約に基づき譲渡される対象債権の強制執行可能性若しくは回収可能性に重大な悪影響を及ぼすような変更を加えないこと。
- (5) 譲受人の書面による承諾がない限り、譲渡人による本契約及び個別契約に基づく義務の履行に重大な悪影響を及ぼすような、組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び事業の全部又は一部の譲渡又は譲受を行わないこと。

- (6)譲渡人の財産、経営、業況について譲受人から請求があったときは、直ちに報告し、また調査に必要な便益（決算期毎の決算書類の写しの交付並びに譲渡対象債権に関して譲渡人が受領すべき一切の記録、帳簿、証書、通知その他の書類の閲覧及び写しの交付を含む。）を提供すること。
- (7)譲渡人又は譲渡人が知る限り原債務者の財産、経営、業況について重大な変化が生じたとき、又は生じるおそれのあるとき（対象債権に係る訴訟又は譲渡人者若しくは原債務者の財政状態に著しい影響を及ぼすべき訴訟（仲裁を含む。）が提起され、又は、かかる訴訟が提起されるおそれが生じた場合を含む。）は、譲受人から請求がなくても直ちに報告すること。
- (8)譲受人が、対象債権の保全及び行使につき、譲渡人の協力を求めたときは、直ちに譲受人に協力すること。
- (9)前条第1項第12号①から⑯までのいずれにも該当しないこと。
- (10)自ら又は第三者を利用して前条第1項第13号①から⑤までに掲げるいずれの行為も行わないこと。

第7条（譲渡人の買戻義務及び補償義務等）

- 譲渡人は、第5条第1項各号若しくは第2項各号に定める表明及び保証に関し重要な点において誤りがあり若しくは不正確であったことが判明した場合、又は、前条各号に定める遵守事項に違反した場合、直ちにその旨を譲受人に報告し、第5条第1項に定める表明保証違反の場合及び前条第9号若しくは第10号に違反した場合には対象債権の全て、第5条第2項に定める表明保証違反及び前条各号（第9号及び第10号を除く。）に定める遵守事項違反の場合には当該違反に係る対象債権につき、次項に定める買戻代金をもって譲受人より直ちに買い戻し、譲受人は、当該対象債権を譲渡人に対し、引き渡すものとする。
- 前項に基づき譲渡人による譲渡対象債権の買戻が行われる場合、譲受人に支払われる買戻代金の額は、当該対象債権の額面額と同額とする。
- 前二項に基づく場合のほか、本契約及び個別契約に基づき譲渡された対象債権の全部又は一部につき、譲渡人は譲受人に対しその売戻しを請求することができず、譲受人は譲渡人に対しその買戻しを請求することができない。ただし、天災、戦争の勃発等の影響により原債務者による原契約に基づく義務の履行ができなかった場合又はできないおそれがある場合には、当該対象債権の取扱について譲渡人と譲受人は協議のうえ、決定する。
- 譲渡人は、譲受人に対し、以下の各号のいずれかの事由により譲受人に生じた一切の損害、損失及び費用（公租公課、契約書作成費用及び修正費用並びに合理的な範囲の弁護士、公認会計士、税理士等の報酬及び費用を含む。）を補償する。
 - 第5条第1項又は第2項に定める譲渡人の表明及び保証に関し、誤りがあり又は不正確であったこと。

- (2)譲渡人が前条各号に定める遵守事項に違反したこと。
 - (3)譲渡人が本契約若しくは個別契約に基づく義務違反を犯し、又はこれらに適用のある法令等の規定を遵守しないこと
 - (4)譲受人が、原債務者又は第三者から、譲渡対象債権に関し、提訴を含むあらゆる裁判上又は裁判外の主張、請求を受けたこと。
 - (5)譲受人が、原債務者又は第三者に対し、譲渡対象債権に関し、提訴を含むあらゆる裁判上又は裁判外の主張、請求を行ったこと。
 - (6)譲受人が、譲渡対象債権の保全及び行使を行ったこと。
5. 譲受人が前項に基づき譲渡人において負担すべき費用を立替えたときは、譲渡人は譲受人の請求に従い遅滞なくこれを支払う。この場合、譲受人は、譲渡人から請求があったときは、受領証、領収証その他の譲渡人が必要とする書類の原本又はその写しを遅滞なく提供する。

第8条（損害賠償義務の制限）

理由の如何を問わず、又は請求原因の如何を問わず、本契約に関連して譲受人が譲渡人に対して負担する損害賠償義務は、過去6か月間の個別契約に基づく譲渡価額の額を上限とし、譲渡人はこれを異議なく承諾する。

第9条（本契約の有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了前の1ヶ月前までに譲渡人及び譲受人のいずれからも何ら反対の意思表示のないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間同一条件にて自動的に更新し、以後も同様とする。
2. 期間満了、解除その他理由の如何を問わず、本契約が終了した場合であっても、本契約の終了前に締結された個別契約の効力に影響を及ぼすものではなく、また、本契約の各条項は、個別契約の履行に必要な限度で効力を有するものとする。
3. 前項のほか、期間満了、解除その他理由の如何を問わず、本契約が終了した場合であっても、第14条に基づく秘密保持義務並びに第16条の準拠法及び管轄裁判所については、その後も効力を有するものとする。

第10条（当然終了）

関連契約のいずれかがその理由の如何を問わず終了した場合には、本契約は当然に終了する。

第11条（債権譲渡の中止等）

1. 譲受人は、システムの維持、安全性の維持、原債務者又は加盟店代理会社に信用不安が生じた場合その他必要な事由があると譲受人が判断した場合には、譲受人所定の方法に

より事前に譲渡人に通知の上、本契約に基づく債権譲渡を中止することができる。ただし、緊急かつやむを得ない場合には、譲受人は事前に譲受人に通知することなく、本契約に基づく債権譲渡を中止することができる。

2. 前項にかかわらず、譲受人は、譲渡人が本契約及び個別契約に違反した場合その他譲受人が本契約に基づく債権譲渡の中止を必要と判断する相当な事由が生じた場合、事前に譲受人に通知することなく、本契約に基づく債権譲渡を中止することができる。

第12条（解約）

譲渡人について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、譲受人は譲渡人に対しその旨を通知することにより、本契約及び個別契約を直ちに解約することができるものとする。

- (1) 本契約及び個別契約並びに原契約、本サービス利用契約その他本サービスに関連して締結している契約のいずれかに違反した場合。
- (2) 本契約及び個別契約が法令や公序良俗に反する行為に使用され、又はそのおそれがある場合。
- (3) 本契約にかかる契約者情報の変更届出を怠るなど譲渡人の責めに帰すべき事由により譲受人において譲渡人の所在が不明となった場合。
- (4) 本契約に基づく届出事項において虚偽の事項の届出をしたことが判明した場合。
- (5) 監督官庁から営業にかかる免許、許可、認可等の取消、停止等の処分又は命令を受けた場合。
- (6) 支払の停止、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算開始の申立て、譲渡人の重要な財産に対する仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売等の申立て又は譲渡人の重要な財産に対する滞納処分若しくは保全差押えがあった場合。
- (7) 手形交換所又は電子記録債権機関の取引停止処分を受けた場合。
- (8) 前2号のほか、信用状況に大幅な悪化がある、又はそのおそれがある場合。
- (9) 振込指定金融機関口座が解約された場合。
- (10) 前各号のほか、本契約を継続すると譲受人の権利に悪影響を及ぼす相当の事由が生じたと譲受人が認めた場合。

第13条（免責）

譲受人は、譲受人に故意又は重大な過失がある場合を除き、本契約及び個別契約に起因又は関連して譲渡人が被った一切の損害、損失又は費用を賠償又は補償する責任を負わない。

第14条（秘密保持義務）

1. 譲渡人は、譲受人の事前の書面による承諾がある場合、法令等に基づく場合又は裁判所

若しくは官公庁の要請がある場合を除き、本契約に基づき又はこれらに関連して取得した相手方に関する情報を、第三者（各当事者が依頼した弁護士、公認会計士等の専門家並びに譲受人が指定した者を除く。）に開示してはならず、かつ、本契約の目的以外に利用しないものとする。ただし、次の各号に該当する情報についてはこの限りでないものとする。

- (1) 開示を受けた時点において既に公知の情報
- (2) 開示を受けた後に譲渡人の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- (3) 開示を受けた時点において譲渡人が既に秘密保持義務を負担することなく保持していた情報
- (4) 開示を受けた後に譲渡人が秘密保持義務を負担しない第三者から取得した情報

2. 前項の規定にかかわらず、個人情報については、譲渡人及び譲受人は、法令及びその解釈指針等に基づき、適切に取扱うものとする。

第15条（契約の変更）

- 1. 譲受人は、金融情勢の状況の変化その他変更の必要があると認められる場合には、本契約の各条項を、譲受人のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更することができる。
- 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとする。

第16条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1. 本契約及び個別契約の準拠法は、日本法とする。
- 2. 本契約及び個別契約に関する全ての紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、譲受人と譲渡人が協議の上これを決定する。

以上

2022年12月19日改定

※※「Uペイ」から「USEN PAY」へ名称変更

2023年11月30日改定

2024年11月1日改定

2025年5月1日改定